

cmmap 自然災害による建物被害を予測しリアルタイムで公開するウェブサイトcmmap.dev(シーマップ)のご案内 無償一般公開

建物の被害を予測

台風・豪雨・地震による被災建物予測数を市区町村毎に予測し、地図上に表示^(注1)します。同時に表示される被災率により被害の規模を早期に把握することができます。
(例)台風が発生した場合、上陸前から3パターンの予想進路と最大7日先の予測結果^(注2)を表示します。
(注1) 気象予報または気象観測データが風速30m/sを超える場合に予測を開始します。
(注2) 地震は観測の約10分後、台風・豪雨は1時間毎に予測結果を表示・更新します。

洪水・土砂災害関連情報を表示

- 気象庁が防災気象情報を発表した場合、警戒レベル4、5相当にある地域が明滅し着色するため、一目で危険な地域がわかります。
- 国土地理院が公開する浸水・土砂ハザードマップを表示することができます。有事の際は警戒レベル4、5相当の情報と重ねて表示させることもできます。

こちらの二次元コードを読み取りご覧ください。



URL: <https://cmmap.dev>

【警戒レベル4・5相当地域と洪水ハザードマップの表示イメージ】



事故発生!

事故のご連絡

<ホームページによるご連絡>

引受保険会社では、事故のご連絡を素早くいただけるようホームページでも事故の受付を行っています。

特に大きな自然災害が発生した際は電話が混み合う場合がありますので、ホームページからのご連絡がスムーズです。

公式HP <https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

あいおいニッセイ同和損保

検索



事故のご連絡

公式HPトップ > 事故のご連絡

<電話によるご連絡>

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024

)

24時間
365日受付

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「タフ・すまいの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、保険料を引受保険会社所定の口座に振込みにより払い込んでいただいた場合は、振込手続の控えをもって保険料領収証にかえさせていただきます。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、引受保険会社または引受保険会社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- 契約取扱者が取扱代理店の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 「タフ・すまいの保険」では、建物または家財の損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。



<取扱代理店>

株式会社 **埼玉りそな銀行** 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1 〒330-9088

ジェイアンドエス保険サービス株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 〒103-0025
※お問合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。(東京)TEL.03-3668-8070

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

この保険商品は、株式会社埼玉りそな銀行とジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

大切な「マイホーム」をお守りする
さまざまな補償を住宅オーナーさまに

すまいの火災保険・地震保険

2021年1月以降保険始期用

<本冊子は保険期間2年以上10年以下の「タフ・すまいの保険」のパンフレットです。>

りそなの住宅ローン 専用火災保険



「タフ・すまいの保険」はベルマーク協賛商品です。

タフ・すまいの保険

ローン団体扱

安心をサポート

『タフ・すまいの保険』ひとつで、大切なマイホームとご家族の安心をサポート!

ローン団体割引を適用!
埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方向けの割引を適用しておりますので、ご検討下さい。
*地震保険には適用されません。

ローン完済まで自動的にご契約を継続できて安心!
保険期間10年で自動継続のご契約とされる場合
ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した予定継続期間の終了まで自動継続いたします。
そのため、面倒な更新手続きは不要です。

再取得価額*を基準にお支払い!
保険金は再取得価額を基準にお支払いしますので、建物の再建が可能となります。
*同等のものを新たに建築するために必要な金額



取扱代理店

埼玉りそな銀行

RESONA

補償内容

オプション特約
家財の補償

地震保険

頼れるサービス

自動継続
構造級別

補償内容の詳細①

補償内容の詳細②

重要事項のご説明

マイホームをとりまく様々なリスクに備え、幅広くカバーできるプラン作りをしましょう。

保険の対象となるものをご確認ください。**A B**
 (詳しくは **ステップ1** ▶▶ **ステップ2** ▶▶ **ステップ3** の順にご覧ください。)

A 「建物」と「家財」

B 「建物」のみ

POINT 家具や電化製品、衣類等を補償するのは家財の火災保険です。建物のみのご契約では、家財に発生した損害は補償されませんので、保険の対象に家財を追加されることをおすすめします。

建物+家財のセットのご契約がおすすめです。



ステップ1 ▶▶ まずは、「建物」の補償をご確認ください。

建物の補償

火災等リスクへの備え

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発

自然災害リスクへの備え

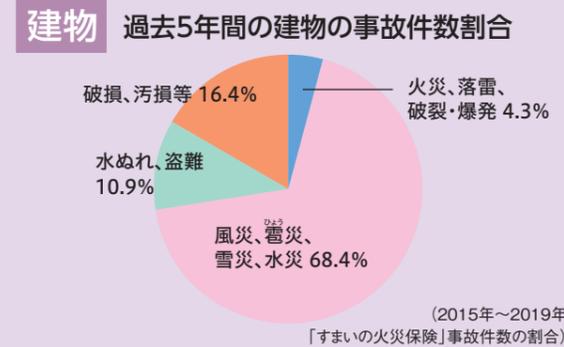
- 風災、雹災、雪災
- 水災(注)

日常災害リスクへの備え

- 外部からの物体落下・飛来・衝突等*
- 水ぬれ
- 騒擾*
- 盗難

(注)水災を補償対象外とすることもできます。なお、水災を補償対象外とした場合、台風、集中豪雨などを原因とした洪水や土砂崩れなどの水災による損害が補償されません。*破損、汚損等の補償に含まれます。

これだけの事故でお役に立っています!



+ 上記の損害保険金をお支払いする場合にはあわせて以下の費用をお支払いします。

台風が発生した時にかかる費用の例

POINT 2019年9月の台風15号により千葉県多くの建物に被害が発生、業者に修理が集中し本修理が翌年までかかった建物もありました。⇒ブルーシート等で応急対応する費用(仮修理費用)・自宅が修理されるまでの仮住まい費用を補償することが可能!!

災害緊急費用保険金で対応

主契約で対応

- 費用の補償はすべてのご契約に自動セット**
- 災害緊急費用保険金
損害の復旧にあたり支出した仮修理(ブルーシートによる養生等)や仮住まいの費用等の必要かつ有益な費用を補償【1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】
 - 特別費用保険金(建物のみ)
建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合にお支払い【損害保険金×10%【1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度】】
 - 損害防止費用
 - 地震火災費用保険金
 - バルコニー等専用使用部分修繕費用(分譲マンションオーナーのお客さま向け)
- 詳細はP11・12へ

ステップ2 ▶▶ 次に、大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

家財の補償

火災等リスクへの備え

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発

自然災害リスクへの備え

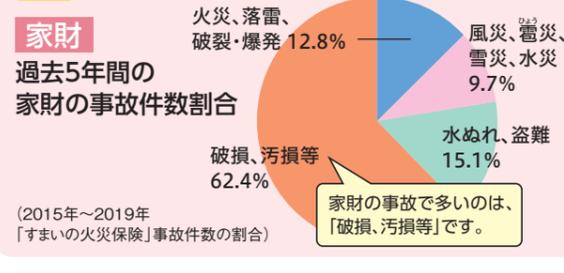
- 風災、雹災、雪災
- 水災(注)

日常災害リスクへの備え

- 外部からの物体落下・飛来・衝突等*
- 水ぬれ
- 騒擾*
- 盗難

(注)水災を補償対象外とすることもできます。なお、水災を補償対象外とした場合、台風、集中豪雨などを原因とした洪水や土砂崩れなどの水災による損害が補償されません。*破損、汚損等の補償に含まれます。*家財をご契約の場合、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について100万円が損害保険金の限度となります。

火災以外の事故にも、お役に立っています。



ステップ3 ▶▶ さらに、地震保険へのご加入をご検討ください。タフ・すまいの保険だけでは、地震等によって発生した損害は補償されません

地震保険

地震保険は、地震・噴火または津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

詳細はP5・6へ

損害の程度	お支払いする保険金	限度額
全損のとき	地震保険金額の 100%	時価額(注)
大半損のとき	地震保険金額の 60%	時価額(注)の 60%
小半損のとき	地震保険金額の 30%	時価額(注)の 30%
一部損のとき	地震保険金額の 5%	時価額(注)の 5%

(注)再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

オプション特約

日常生活賠償特約 最大3億円の補償

示談交渉サービス*

日本国内または国外において住宅(別荘等を含みます)の所有・使用・管理または日常生活における偶発的な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害または日本国内において電車等の損壊を伴わない運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき**最大3億円**まで補償します。

*示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。

類焼損害・失火見舞費用特約

類焼損害

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、1回の事故につき**最大1億円**まで補償します。

*1 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。
 *2 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。

失火見舞費用

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。

*1 被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で契約建物(家財)に対して支払われた損害保険金の30%を限度とします。

P13の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保の特徴!

“すまいの困った”にスピーディに対応する、**頼れる無料サービス**がすべての契約に自動セット

すまいの現場急行サービス

水回りクイック修理サービス

- トイレのつまり 8,000円~2.5万円程度
- 給排水管のつまり 1万円~3万円程度

玄関ドアカギ開けサービス

- 家の鍵開け 8,000円~1.5万円程度

※上記金額は、一般的にかかる費用例です

すまいの安心サポート

法律のご相談 | 税務のご相談

詳細はP7・8へ

補償内容
オプション特約
地震保険
頼れるサービス
自動継続
構造級別
補償内容の詳細1
補償内容の詳細2
重要事項のご説明

お支払い例 こんな事故が**家財**に発生しています!

事例1 落雷



近隣に落雷があり、テレビとパソコンが壊れてしまった。

家財の損害の額：
約**35万円**

事例2 盗難



空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまった。

家財の損害の額：
約**40万円**

事例3 破損・汚損等



部屋の中で子供同士がぶざけていて液晶テレビにぶつかり、画面を壊してしまいテレビが見られなくなりました。

家財の損害の額：
約**7万円**

事例4 火災事故に伴う 消火活動



隣接の飲食店から出火し、その消火活動による放水で、Aさん宅も水浸しになり、家財が壊れてしまった。

家財の損害の額：
約**100万円**

1 新価(再調達価額^(注))基準の「家財評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年令と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。

※算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

(家財評価額の目安)

世帯主の年令	ご家族構成	独身世帯	ご夫婦(2名)	ご夫婦+お子様(計3名)	ご夫婦+お子様(計4名)
27才以下	27才以下		550万円	640万円	730万円
	28才~32才	300万円	710万円	800万円	890万円
	33才~37才		990万円	1,080万円	1,170万円
	38才~42才		1,220万円	1,310万円	1,400万円
	43才~47才		1,400万円	1,490万円	1,580万円
	48才以上		1,480万円	1,570万円	1,660万円

(家財簡易評価表(再調達価額用)2019年10月1日版(消費税率10%含))

共通家財 660万円 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで

台所用品/食器、なべ類、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など	50万円
洗濯・掃除・風呂用具/洗濯機、掃除機、洗面用具、タオルなど	25万円
家具・調度品/タンス、鏡台、応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど	240万円
家電/テレビ、ゲーム機・ソフト、DVD、電話、パソコンなど	315万円
その他/来客者の寝具、ミシン、アイロンなど	30万円

45才Aさんご家族 (ご夫婦とお子さま2名)の場合
家財評価額(新価)の目安は
約**1,580万円**

ご主人 280万円

服飾類/スーツ、コート、礼服など	130万円
肌着類/シャツ、肌着など	30万円
身回品/時計、靴、鞆など	110万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など	10万円

奥さま 490万円

服飾類/コート、ワンピース、スーツなど	220万円
肌着類/シャツ、肌着など	80万円
身回品/時計、靴、鞆、サンダルなど	180万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など	10万円

ご長男 60万円

服飾類/ジーンズ、スポーツウェアなど	20万円
肌着類/シャツ、肌着など	10万円
身回品/スニーカー、靴など	25万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など	5万円

ご長女 90万円

服飾類/スカート、コート、セーターなど	20万円
肌着類/シャツ、肌着など	20万円
身回品/靴、鞆、帽子など	45万円
寝具類/布団、シーツ、毛布など	5万円

2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します。

家財保険金額は、家財評価額を限度に、**300万円以上50万円単位**で
お客さまのご希望に応じて設定いただけます。
万が一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価(再調達価額)基準の損害の額を補償します。

※複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入される場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等^(注)については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について100万円が損害保険金の限度となります。

また、他の家財の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額が損害保険金の限度となります。貴金属等^(注)の100万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットしていただく必要があります。

(注) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。

弁護士費用特約

例えば



■息子が学校へ自転車で通学中、自動車にはねられケガをしたため損害賠償請求を弁護士に委任することになった



■自宅にトラックが飛び込み外壁が破損したため損害賠償請求を弁護士に委任することになった

1回の事故につき被保険者1名ごとに

弁護士費用等: **最大300万円**まで補償! 法律相談費用: **最大10万円**まで補償!

弁護士費用等

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士等に委任したときの費用等を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大300万円まで補償します。

法律相談費用

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受けた場合の弁護士等への法律相談費用を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大10万円まで補償します。

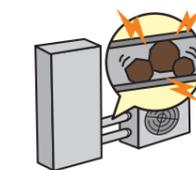
P13の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

特定機械設備水災補償特約

例えば



■豪雨による洪水で、エネファームが浸水、修理不可能な状態となってしまう、買い替え費用が発生した。



■台風による洪水で、エコキュートのポンプユニットが浸水し、修理費用が発生した。



■暴風雨による土砂崩れで、エアコンの室外機が破損し、修理費用が発生した。

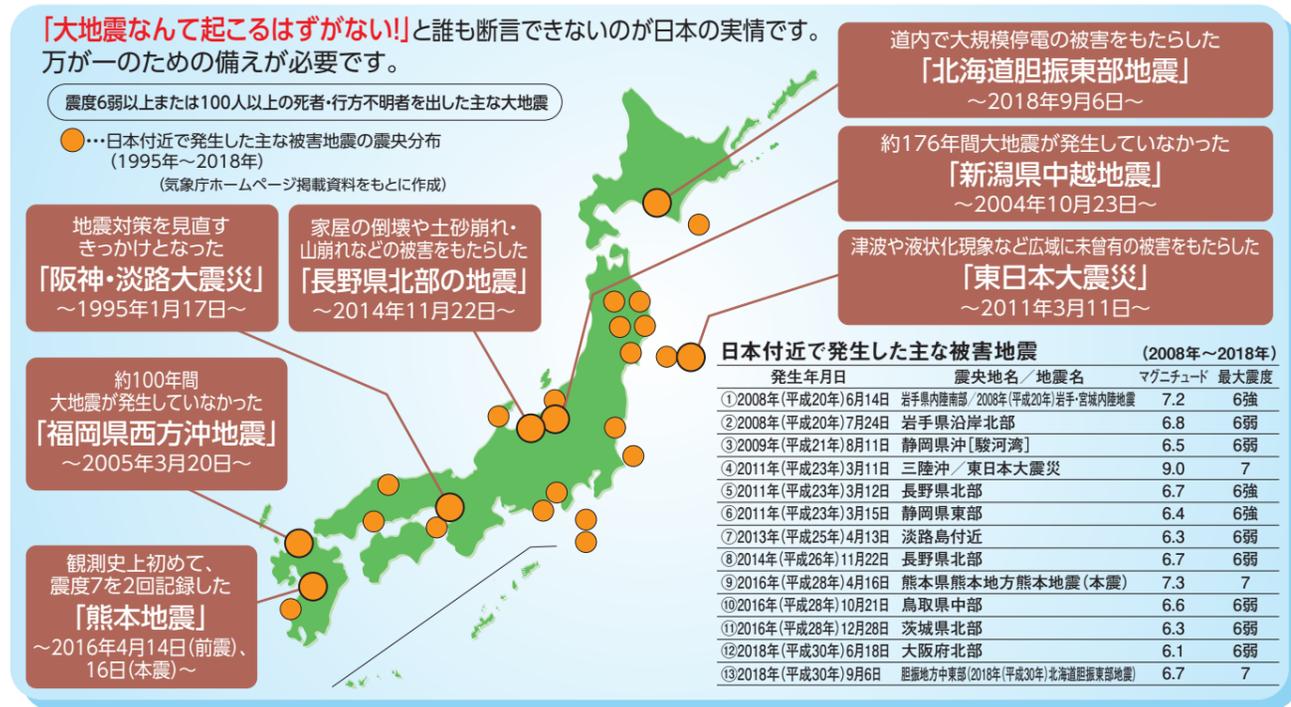
※一般的な事故例を記載していますが、事故の状況等によっては保険金をお支払いできない場合があります。

台風・豪雨等による洪水などにより、電気設備やガス設備等の機械設備に損害が発生し、床下浸水等で基本補償における浸水条件を満たさない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに**最大100万円**まで補償します。

※水災の補償がないご契約にはセットできません

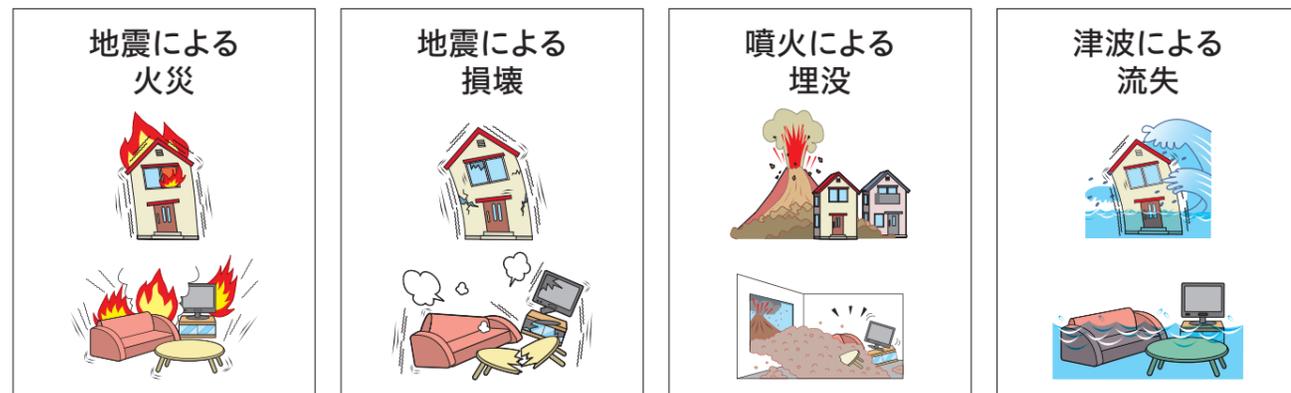
地震等の損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

「タフ・すまいの保険」だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震保険の補償概要

このようなときに補償されます。



地震保険を契約いただいている場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません(ただし、「地震火災費用特約」はお支払い対象となる場合があります)。

保険の対象について

地震保険の対象は、「居住用建物」および「家財」です。



保険金額の設定について

地震保険の保険金額は、セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の保険金額の30%～50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険料について

●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造等により決まります。

地震保険の割引制度

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出していただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

※以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

免震建築物割引	耐震等級割引	建築年割引	耐震診断割引
割引率 50%	割引率 耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%	割引率 10%	割引率 10%
住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。
確認資料(注1): 以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます			
<ul style="list-style-type: none"> ●品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注2)により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類(注3)(注5)(注6) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注4)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類 ●フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)(注5) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注4)および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類(注6) 	<ul style="list-style-type: none"> ●品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注2)により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類(注3)(注5)(注6) ●フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)(注5) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注4)および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類(注6) 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関が発行する書類* ●宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する不動産の売買書、重要事項説明書(対象建物の新築年月等が確認できるもの) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了または建物の引渡しに関する証明書 <p>*公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書 ●建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(注7)に適合している」という文言が記載された書類* <p>*指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。</p>

(注1)対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、その割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる以下の①または②に該当する書類も確認資料となります。ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む.)」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社*」の記載のあるものに限ります。

- ①保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)、満期案内書類(写)または契約内容確認のお知らせ(写)
 - ②①の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データ
- *更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

(注2)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします)。

- (注3)例えば次の書類が対象となります。
 - 品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書・耐震性能評価書(耐震等級割引の場合のみ)・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
 - 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類等
- (注4)「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります)および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。
- (注5)書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
- (注6)「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは、耐震等級が確認できない場合や「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注4)のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。
- (注7)平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

「地震保険」は保険料控除の対象です

	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の 全額	払込地震保険料の 半額

●保険契約者が個人の場合、払込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
●左記は2020年9月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

補償内容

オプション特約

地震保険

頼れるサービス

自動継続

補償内容の詳細

事故のご連絡

重要事項のご説明

“すまいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

すまいの現場急行サービス

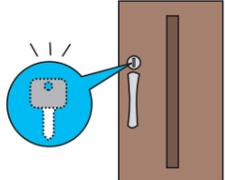
水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

トイレの つまりの除去	給・排水管の つまりの除去	給・排水管の故障による あふれの原因箇所の応急修理
		
トイレがつまって流れない!	台所の排水管がつまって水びたしに!	洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!

玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

玄関ドアのカギ開け

外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまった!

上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

- ※1 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。
- ※2 保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
- ※3 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

すまいの安心サポート

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

平日13~17時(土日・祝日、12/29~1/5を除きます)

暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に 法律のご相談	暮らしの税務などを相談したい方に 税務のご相談
<p>不動産購入時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。</p> <p>※1 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。</p> <p>※2 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。</p> <p>※3 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。</p> 	<p>住宅ローン減税など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。</p> <p>※一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。</p> 

●上記サービスの対象となるご契約は **タフ・すまいの保険**

※サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。

24時間365日受付 水回りのトラブルから玄関ドアのカギ開けまで、すまいのトラブルをサポート!

対象となる建物	被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。 ※1 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。 ※2 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。
対象となる地域	日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- すまいの現場急行サービスのご利用は、あんしんサポートセンター(0120-985-024)にご連絡をいただき、引受保険会社がサービス提供を委託するMS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- MS&ADグランアシスタンス(株)が手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしんサポートセンターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
- 出勤業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。
- 一部地域や時間帯によってはサービスのご提供ができない場合があります。

すまいの現場急行サービスのご利用は、右記までご連絡ください。

24時間
365日受付 **0120-985-024** (無料)
*おかけ間違いにご注意ください。



日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

- 緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- すまいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

*すまいの安心サポートは、引受保険会社が委託しているダイヤル・サービス株式会社をご提供します。

すまいの安心サポートのご利用は、右記までご連絡ください。

良いサービス コール
0120-4132-56 (無料)
*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号(4桁)が必要になります。

●サービスをご利用いただける方は 保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

物件種別・構造級別の判定について

「タフ・すまいの保険」は、建物の「物件種別」や「構造級別」等によって、保険料が変わります。

1 対象の物件について

「物件種別」は建物の用途で判定します。



**専用住宅・共同住宅
(住宅物件)**

住居のみに使用する建物および
収容家財



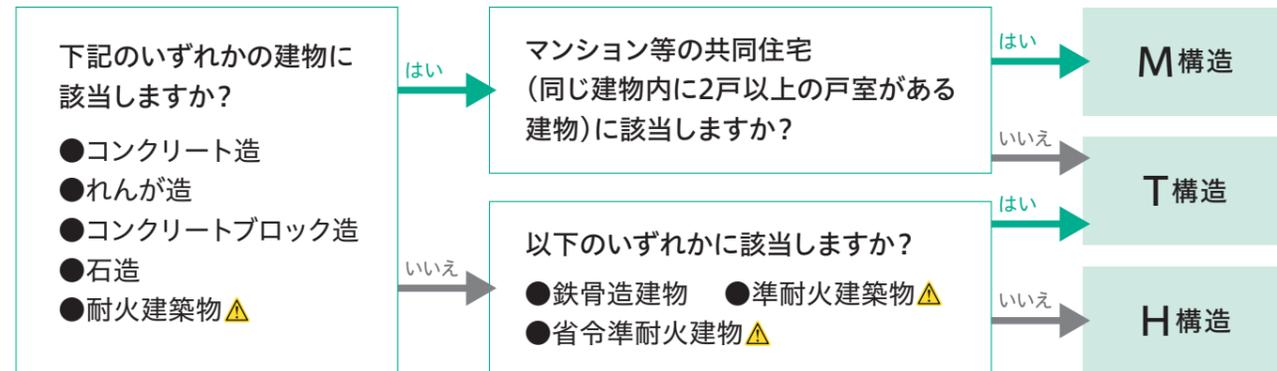
併用住宅(一般物件)

店舗や事務所等を併設した
居住用建物および収容家財

※併用住宅であっても、工業上の作業を行う建物等引受対象外の物件があります。

2 構造級別判定フローチャート

「構造級別」は、建物の構造や用法、法令上の耐火性能で判定します。



※1 耐火建築物には、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 準耐火建築物には、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

⚠ 法令上の耐火性能(耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物)に基づいて構造級別を判定する場合は、確認書類のコピーをご提出いただく場合があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

経過措置の適用条件

構造級別がH構造に該当した場合は、保険料のご負担を軽減するため「経過措置」が適用される場合があります。

対象契約	更改前契約の構造級別がB構造または2級と判定されていた建物が、更改後契約でH構造と判定される場合 ※1 経過措置を適用したご契約を更改される場合も引き続き適用されます。 ※2 更改前契約が引受保険会社のご契約でない場合も条件を満たしていれば適用されます(更改前契約の保険証券(写)などのご提出が必要となります)。
更改後契約の条件	以下のすべてに合致する必要があります。 1. 始期日が更改前契約の満期日または解約日と同一であること。 2. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、更改前契約と同一であること。 3. 保険契約者が、更改前契約と同一であること。ただし、以下の①から③などによる保険契約者または保険契約者名の変更については、保険契約者が更改前のご契約と同一であるとみなします。 ①死亡による相続 ②改姓・名称変更 ③企業の合併・統合
適用上のご注意	1. 保険期間の途中で保険の対象である家財の移転を行った場合または保険の対象である建物の買替えや建替えをした場合、その時点で経過措置は終了します。 2. 保険期間の途中で保険契約者の変更を行った場合、その時点で経過措置は終了します。ただし、上記「更改後契約の条件」3.の①から③などによる変更は、保険契約者の変更とはみなしません。 3. 更改時または保険期間の途中で、保険の対象である建物に収容される家財を保険の対象に追加した場合なども、経過措置が適用されます。

自動継続方式について

自動継続方式の概要

「タフ・すまいの保険」で保険の対象に建物を含み、保険期間を10年でご契約いただいた場合、「自動継続方式」を選択することができます。

自動継続方式は、契約締結時に「予定継続期間」を設定し、予定継続期間満了まで自動継続する仕組みです。

予定継続期間 初回契約の締結時にあらかじめ設定する自動継続の有効期間(何年後まで保険契約を自動継続するか)をいいます。初回契約の保険期間を含めて、11~40年の間でローン完済予定年月に基づいて設定することができます。

保険期間10年の自動継続イメージ
 <例> 予定継続期間を35年で設定した場合(継続契約の保険期間は10年を選択)



自動継続特約(長期用)について

満期日の属する月の前月10日までに保険契約者または引受保険会社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)で自動継続されます。また、初回契約に告知していただいた内容は、自動継続されるご契約においても引き継がれます。

(注)引受保険会社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

地震保険の取扱い

セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の自動継続時に地震保険もあわせて自動継続されます。地震保険の保険期間については、初回契約で選択した方式と同じ方式になります。

<保険料について>

○保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月*等により決まります。

※ 建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、建築後15年未満のときは保険料が割安となります。なお、ご契約を更改する場合には、更改後契約について、始期日が建築後15年未満でないときには、築年数別料率は適用されませんのでご注意ください。

築年数別料率については、当パンフレット挟み込みの「りそなの住宅ローン専用火災保険ご加入のすすめ」裏面もあわせてご覧ください。

○ローン団体割引を適用

埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方向けの割引を適用しております。 *地震保険には適用されません。

1 基本補償 (損害保険金や費用保険金)

基本補償 (損害保険金や費用保険金)の主な補償内容は下記のとおりです。

	保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合
<p>建物・家財の補償【損害保険金】</p> <p>1 火災、落雷、破裂・爆発 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>2 風災、雹災、雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます)により、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>3 水災(注1) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水(注2)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>4 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれにより、保険の対象が損害を受けた場合。 なお、給排水設備自体に発生した損害を除きます。</p> <p>5 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂に伴い、保険の対象に損傷または汚損等の損害が発生した場合</p> <p>6 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が発生した場合。 ただし、上記①、②、④、⑤の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故を除きます。</p>	<p>【全焼・全壊*の場合】 損害保険金 = 建物保険金額(注3)</p> <p>【全焼・全壊*以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とします。</p> <p>*全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 $\frac{\text{保険の対象である保険証券記載の建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である保険証券記載の建物の延床面積}}$</p> <p>●損害の額の算出方法は下記のとおりです。</p> <p>1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費(注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額</p> <p>2. 盗取 損害の額 = 再調達価額 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。この場合の損害保険金の額は、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害と合わせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死した場合に損害保険金をお支払いします。ただし、その庭木と保険の対象である建物が同一の事故により損害を受けたときに限ります。</p> <p>●損害の額の算出方法は下記のとおりです。</p> <p>1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費(注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額</p> <p>2. 盗取【下記3.および4.以外】 損害の額 = 再調達価額(注5)</p> <p>3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難 損害の額 = 盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>4. 預貯金証書の盗難 損害の額 = 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円を限度とし、その他の保険の対象と合わせて1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。</p>	<p>左記①から⑥の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意 ● 保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 保険の対象の欠陥 ● 風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 ● 保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合) ● 戦争、革命、内乱、暴動等 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 核燃料物質等による事故 等 <p>左記⑥の事故に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 差押え、収用、没収等の公権力の行使 ● 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失、技術の拙劣による損害 ● 外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的・機械的事故による損害 ● 詐欺、横領による損害 ● 土地の沈下、隆起、移動、振動等 ● 電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ● 楽器の弦や打楽器の打皮に発生した単独損害(家財の場合) ● 楽器の音色または音質の変化(家財の場合) ● 船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ● 無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジオコントロール模型ならびにその付属品に発生した損害(家財の場合) ● 保険の対象である液体の流出または混合による損害(家財の場合) ● 携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ● 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害(家財の場合) 等 	
	<p>事故に伴う費用【費用保険金】</p> <p>災害緊急費用保険金 (災害緊急費用特約) 補償される事故によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた結果、復旧にあたり引受保険会社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合。なお、「家財明記物件特約」、「特定機械設備水災補償特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても災害緊急費用保険金をお支払いします。</p> <p>特別費用保険金 (特別費用保険金特約) 建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合</p> <p>損害防止費用 事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合</p> <p>地震火災費用保険金 (地震火災費用特約) 地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け次のいずれかの条件を満たす場合 ・保険の対象である建物(庭木および屋外設備は含みません)や家財または家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合 ・保険の対象である家財または家財明記物件が全焼した場合</p> <p>権利保全行使費用 事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、引受保険会社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続きのための費用を支出した場合 例) 債権確認の通知書の取付費用、切手代、郵送料等</p>	<p>●損害の額の算出方法は下記のとおりです。</p> <p>1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費(注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額</p> <p>2. 盗取【下記3.および4.以外】 損害の額 = 再調達価額(注5)</p> <p>3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難 損害の額 = 盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>4. 預貯金証書の盗難 損害の額 = 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円を限度とし、その他の保険の対象と合わせて1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。</p>	<p>●損害の額の算出方法は下記のとおりです。</p> <p>1. 焼失、流失または損壊 損害の額 = 修理費(注4) - 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額</p> <p>2. 盗取【下記3.および4.以外】 損害の額 = 再調達価額(注5)</p> <p>3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難 損害の額 = 盗難にあった通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>4. 預貯金証書の盗難 損害の額 = 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】</p> <p>損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円を限度とし、その他の保険の対象と合わせて1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。</p>

(注1) 構造級別にかかわらず、水災の補償を「補償なし」にすることができます。
 (注2) 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。
 (注3) 建物保険金額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。
 (注4) 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。

(注5) 盗取された保険の対象を回収することができたときは、「1. 焼失、流失または損壊」の規定による損害の額とそのために支出した費用の合計額を損害の額とします。ただし、その損害の額は再調達価額を限度とします。
 (注6) 家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

補償内容

オプション特約
家財の補償

地震保険

頼れるサービス

自動継続
構造級別

補償内容の詳細①

補償内容のご連絡②

重要事項のご説明

2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

	特約の概要	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
物損に関する特約	家財明記物件特約 補償される事故によって、家財明記物件(注1)に損害が発生した場合に、1回の事故につき家財明記物件保険金額を限度(盗難および破損、汚損等は1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします(注2)。 (注1)貴金属等のうち保険証券に明記したものをいいます。 (注2)破損、汚損等による損害に対しては、1回の事故につき、免責金額「3,000円」が適用されます。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
	特定機械設備水災補償特約 台風・豪雨等による洪水などにより、電気設備やガス設備などの機械設備に損害が発生し、普通保険約款に規定する浸水条件を充足しない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度に損害保険金をお支払いします。なお、保険金の支払基準は再調達価額となります。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
	類焼損害・失火見舞費用特約 補償重複 (類焼損害保険金) 建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)に類焼した場合に、1回の事故につき1億円を限度に類焼損害保険金をお支払いします。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等から支払われる保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。 類焼補償対象物に含まれない主な物 ●保険の対象である建物およびその建物に収容される動産 ●保険の対象である家財およびその家財を収容する建物 ●主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有する建物、動産 ●建築中または取壊し中の建物 ●屋外設備・装置 ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●商品、原料、材料や見本品、展示品 等	後記④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 (類焼損害保険金) ●保険契約者、主契約被保険者等の故意によって発生した損害 ●類焼補償対象物の所有者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 等 (失火見舞費用保険金) ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 等
	失火見舞費用保険金 建物やその収容家財等からの火災または破裂・爆発事故によって、第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について、1被災世帯あたり30万円限度、かつ1回の事故につき全被災世帯合計で損害保険金の30%を限度に、失火見舞費用保険金をお支払いします。	
費用に関する特約	弁護士費用特約 補償重複 日本国内における偶然な事故によって被保険者(注1)が、ケガをしたり、住宅(注2)や家財が損害を受けた場合の、損害賠償請求を弁護士等(注3)に委任したときの費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度)や弁護士等(注3)への法律相談費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度)を補償します。 (注1)被保険者とは次の①から④に掲げる方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 (注3)弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。	後記④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した事故 ●被保険者が法令に定められた運転資格を持たないまたは酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 等
	日常生活賠償特約 補償重複 日本国内または国外において、被保険者(注1)がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅(注2)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において、被保険者(注1)が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、3億円を限度に補償します。 (注1)被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 ※示談交渉サービスをご利用いただけます。ただし、日本国外で発生した事故または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。	後記④各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 等
自動セットの特約	バルコニー等専用使用部分修繕費用特約 ※保険の対象がマンション戸室といった区分所有建物の場合に自動セットされます。 補償される事故によって、記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度に補償します。 ただし、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、記名被保険者に修繕の義務が発生した結果負担したものに限りま。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ

【複数のご契約があるお客さまへ】補償重複 マークを付けている特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金には適用しません)
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤④以外の放射線照射または放射能汚染 等



被害のご連絡はホームページでも受け付けています

自然災害が発生した際は電話が混み合う場合がありますので、ホームページでのご連絡がスムーズです

自然災害専用ページからの「被害のご連絡」が可能です!

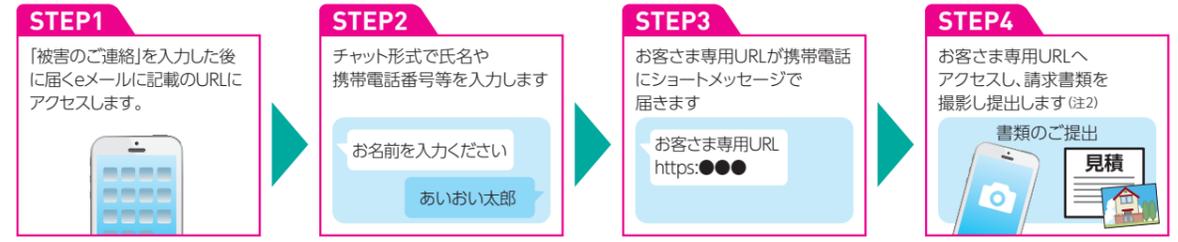
保険証券など証券番号がわかる書類をお手元にご用意のうえ、「被害のご連絡」に進みください

スマートフォンをご使用のお客さま

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保

自然災害発生時はスマートフォンで簡単に保険金請求手続きが可能です!(注1)



(注1) 台風による風災・ひょう災・雪災を原因とする火災保険の請求手続きの場合にご利用いただけます。また、災害の発生状況等によっては提出いただいた書類の確認にお時間をいただく場合があります。
(注2) ご請求の内容により、追加書類の提出や被害状況の立会確認等のご協力を依頼する場合があります。
(注3) お支払い内容等によっては、ショートメッセージではなく、お電話にてご連絡させていただく場合があります。
(注4) お支払い内容に同意いただけない場合は「災害対応バックアップセンターに連絡」を選択し、電話でのやり取りを行ってください。

防災について学ぼう!

公式ホームページに防災に関する情報提供Webコンテンツ、「タフ＆ハッピーと一緒に防災について学ぼう!」を掲載

災害別に、「災害が起こると」「備えておこう」「いざというときには」という3つのステップで分かりやすく紹介しています。家庭や地域でできる備えのコツと、いざというときに身を守るための方法について学びましょう。

アクセスはこちらから!

<https://ad-bousai.jp/>

補償内容
オプション特約
家財の補償
地震保険
頼れるサービス
自動継続
補償内容の詳細①
補償内容のご連絡②
重要事項のご説明

1 はじめに

- この書面は、タフ・すまいの保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。(注)「タフ・すまいの保険」は、すまいの火災保険のペットネームです。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、**しおり** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** …P16～20
 - 1. 商品の仕組み
 - 2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定等
 - 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 4. 地震保険の取扱い
 - 5. 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** …P20～21
 - 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
- III 契約締結後におけるご注意事項** …P21
 - 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 2. 解約と解約返れい金
- その他ご留意いただきたいこと** …P22

4 本紙で用いる用語の解説

保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。	親 族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
被 保 険 者	保険契約により補償を受ける方をいいます。	再 調 達 価 額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
記名被保険者	保険申込書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。	建 物 評 価 額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、引受保険会社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券記載の額をいいます。
保 険 の 対 象	保険契約により補償される物として保険契約で定めるものをいいます。	他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保 険 金 額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。	免 責 金 額	支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。
 あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)
 ●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。
 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)
 ●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。
 ●IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

タフ・すまいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。補償の対象となる事故の種類や主な特約は次のとおりです。

○：損害保険金をお支払いする場合

事故の種類	補償
①火災、落雷、破裂・爆発	○
②風災、雹災、雪災	○
③水災	○*
④水ぬれ	○
⑤盗難	○
⑥破損、汚損等	○

地震保険
(原則自動セット)

地震保険のご契約を希望されない場合には保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(法人の場合は押印)ください。ただし、「書面省略(申込書)特約」をセットするご契約を除きます。

*水災の補償を「補償なし」とすることができます。

主な自動セット特約

- 地震火災費用特約(注1)
- バルコニー等専用使用部分修繕費用特約(注2)
- 災害緊急費用特約
- 特別費用保険金特約

主な任意セット特約

- 物損害に関する特約**
- 費用等に関する特約**
- 賠償に関する特約**

- 家財明記物件特約
- 特定機械設備水災補償特約
- 弁護士費用特約
- 類焼損害・失火見舞費用特約
- 日常生活賠償特約

(注1) 支払割合5%(支払限度額300万円)が自動セットされます。
 (注2) 保険の対象が区分所有建物のマンション戸室(専有部分)の場合に自動セットされます。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定等

(1) 保険の対象

契約概要

タフ・すまいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」(注1)(作業場物件を除きます)または「家財」です。なお、次表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	①畳、建具、建物付属設備(注2) ②庭木(注3) ③屋外設備(注3)(注4) ④建物の基礎(注5) ⑤門、塀、垣(注5) ⑥物置、車庫その他の付属建物(注5)
家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備(注2)

(注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
 (注2) 建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備をいい、浴槽、流し、ガス台・調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着している物を含みます。
 (注3) 損害保険金の額は、1回の事故につき、庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。
 (注4) 物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物をいいます。
 (注5) 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載した場合は保険の対象に含まれません。

▲「家財」を保険の対象とする場合のご注意

(1) 家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。

- ①自動車およびその付属品
- ②動物および植物等の生物
- ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等
- ④証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状等
- ⑤プログラム、データ等

(2) 家財明記物件について

貴金属等(貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品)についての損害保険金の支払額は、1個または1組ごとに100万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度となります。貴金属等については100万円を超える補償をご希望の場合は、家財明記物件として家財保険金額とは別に保険金額を設定ください(「家財明記物件特約」がセットされ、別途特約保険料を払い込む必要があります)。

(2) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。なお、補償の対象となる事故の種類は前記 **1. 商品の仕組み** をご確認ください。

事故の種類	お支払いする主な場合(注1)(注2)	お支払いできない主な場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって、保険の対象に損害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込みや漏入による損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失による損害 ・地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ・核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物による事故によって発生した損害 <p>本表⑥の事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ・外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的事故または機械的事故によって発生した損害 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ・楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色の変化 ・船舶、航空機、無人機、ラジオコントロール模型等に発生した損害 ・携帯電話、スマートフォン、PHS等の携帯式通信機器等に発生した損害 ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害 <p style="text-align: right;">等</p>
②風災、雷災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雷災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます)によって保険の対象に損害が発生した場合	
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が発生した場合	
④水ぬれ	給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれによって、保険の対象に損害が発生した場合(注3)	
⑤盗難	盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます)に伴い、保険の対象に損傷または汚損等が発生した場合(注4)	
⑥破損、汚損等	不測かつ突発的な事故(注5)によって、保険の対象に損害が発生した場合	

(注1) 消防または避難に必要な処置による損害を含みます。(注2) 庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死し、保険の対象である保険申込書記載の建物が同一の事故によって損害を受けた場合に限りま。 (注3) 給排水設備自体に発生した損害を除きます。(注4) 保険の対象が家財の場合は、通貨等の盗難についても補償されます。(注5) 本表①、②、④、⑤の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって保険の対象が損害を被る事故を除きます。

(3) お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

補償の対象となる事故により、保険の対象に損害が発生した場合にお支払いする損害保険金の計算方法は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額(1回の事故につき、建物は建物保険金額、家財は家財保険金額を限度とします)
建物(注1)	<p>【全焼・全壊(注2)の場合】損害保険金 = 建物保険金額</p> <p>【全焼・全壊(注2)以外の場合】損害保険金 = 損害の額</p> <p>(注1) 庭木または屋外設備が損害を被った場合、損害保険金の額は、建物の損害と合わせて、建物保険金額を限度とします。</p> <p>(注2) 「保険の対象である建物の焼失、流失、または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます)」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。</p>
家財	<p>損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(注)</p> <p>①焼失、流失または損壊の場合 損害の額 = 修理費(残存物取片づけ費用を含みます。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。)</p> <p>②盗取の場合 損害の額 = 再調達価額</p> <p>・通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合には、1回の事故につき30万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度にお支払いします。</p> <p>(注) 保険の対象である家財または家財明記物件に(2)基本となる補償の「事故の種類」⑥の事故により発生した損害に対しては、1回の事故につき3,000円の免責金額が適用されます。</p>

損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書でご確認ください。

保険金の支払基準(注1)は、再調達価額となります。

保険の対象	保険金額の設定(注2)(注3)
建物	・ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上10万円単位で設定できます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、300万円以上50万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます。(家財新価実損払方式) ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(注1) 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。

(注2) ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

(注3) 他の保険契約等がある場合は、合算した保険金額が建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えていないかご確認ください。

(5) 主な特約の概要

契約概要

日常生活賠償特約	日本国内または国外において、住宅(注)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合、または、日本国内において、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発事故により、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合の類焼先の損害について、類焼先に他の保険契約等がある場合の不足分および見舞金等の費用を補償する特約です。
特定機械設備水災補償特約	台風・豪雨等による洪水などにより、建物や屋外設備に付属する機械設備に損害が発生し、普通保険約款に規定する浸水条件を充足しない場合に、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度に損害保険金をお支払いする特約です。なお、保険の対象である建物と同じ免責金額が適用されます。

(注) 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。

※詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●日常生活賠償特約	●類焼損害・失火見舞費用特約	●弁護士費用特約	等
-----------	----------------	----------	---

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間：2年から10年までの間で、金融機関からの融資期間内(整数年)で設定できます。

※保険の対象に建物を含み、保険期間が10年の場合は、「自動継続特約(長期用)」をセットすることができます。「自動継続特約(長期用)」をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から10年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または引受保険会社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注)であらかじめ設定いただいた予定継続期間まで自動継続されます。予定継続期間はご契約の始期日から11年以上40年以内で設定が可能です。住宅ローン等の完済予定期間+1年を限度に設定ください。継続契約の保険期間は1年または10年のいずれかを契約締結時に選択していただけます。

(注) 引受保険会社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

②補償の開始：始期日の午後4時(注)に始まりま。

③補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

(8) 保険契約者、記名被保険者

契約概要

「タフ・すまいの保険(ローン団体扱用)」は、保険契約者または記名被保険者となる方がいずれも次の要件を満たす場合に限りご契約が可能です。

保険契約者	始期日において保険の対象である建物の建設、購入または改良のための資金を金融機関から借り入れた方(債務者)(注1)(注2)(注3)となります。
記名被保険者	保険契約者と同一となります。ただし、保険の対象が共有物件である場合には、その共有者を記名被保険者に含めることができます。

(注1) 独立行政法人 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)に基づく融資制度により、金融機関から資金を借り入れた場合を含みます。

(注2) 融資実行前であっても、始期日において、金融機関と融資に関わる金銭消費貸借契約を締結している方および金融機関から書面による融資決定通知等を受領している方を含みます。

(注3) 保険期間中に保険契約者が死亡した場合、相続人への名義変更を行うことができます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月、払込方法等により決まります(注)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、保険の対象に建物を含む場合は、建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、建築後15年未満のときは保険料が割安となります。なお、実際に契約される保険料は、保険申込書でご確認ください。

(注) 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業の内容により、保険料が異なる場合があります。 [築年数別料率を知りたい場合](#)
[「保険料」参照](#)

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、一時払または長期一括払となります。なお、保険料は集金者(金融機関等)を経由して払い込んでいただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 保険料の払込時期 注意喚起情報

保険料は、ご契約と同時に払い込んでいただきます。払込前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は単独でご契約できません。タフ・すまいの保険(以下 [4. 地震保険の取扱い](#) において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約することができます。

(2) 保険の対象 契約概要

地震保険の保険の対象は、住居のみに使用される建物および併用住宅(居住用建物)またはその建物内に収容されている家財(生活用動産)です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿
- 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 等

(3) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

①地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合(建物の主要構造部とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	家財の損害の額が 家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額 (時価額が限度)
大半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満 上記損害の程度に至らない建物の床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害の額が 家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

[地震保険の損害認定を詳しく知りたい場合](#)
[「地震保険損害認定基準表\(抜粋\)」参照](#)

②1回の地震等(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 11.7 \text{兆円}$$

(注1) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
(注2) 2020年9月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- ①地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- ②門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は、保険金のお支払い対象とはなりません。
- ③損害の程度が一部損に至らない損害の場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。

(5) 保険期間、保険料の払込方法等 契約概要

- ①主契約の保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。
- ②主契約の保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式(注1)(注2)があり、主契約の保険期間とあわせて、いずれかを選択して契約していただきます。
(注1) 保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。
(注2) 保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

(6) 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- ①地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
- ②地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- ③所定の確認資料の提出により、耐震・免震性能に応じた割引(建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引)を適用できる場合があります。
[地震保険の割引制度を詳しく知りたい場合](#)
[「地震保険の割引制度」参照](#)
- ④震源モデルの更新などを踏まえ、2021年1月に地震保険料を見直しました。なお、お客さまのご負担を抑えるため3段階に分けて料率改定を行っており、今回はその3回目にあたります(1回目は2017年1月、2回目は2019年1月に実施)。

⚠ 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

タフ・すまいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の情報：所在地、面積、構造、建物形態・用法、建築年月、共同住宅戸室数、用途(建物内の職業業など)
- ②他の保険契約等に関する情報：建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報
- ③地震保険をご契約の場合は、地震保険の割引に関する情報：建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

(1) 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができません。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、引受保険会社「業務品質向上推進部 お客様の声担当」にて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。取扱代理店ではお申出を受け付けることはできません)。

〈ハガキの記載内容〉
表面【宛先】

150-8488
東京都渋谷区恵比寿
1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和
損害保険株式会社
業務品質向上推進部
お客様の声担当 行

裏面【記載事項】

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者の住所、署名、電話番号
- ③契約申込日
- ④保険種類
- ⑤証券番号または領収証番号
- ⑥ご契約の取扱代理店名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

(2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また取扱代理店および引受保険会社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、引受保険会社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の構造、建物形態・用法、建物の用途(建物内の職作業など)を変更した場合(注)
- ②建物の買替えや建替えをした場合
- ③建物・家財などを引越などにより他の場所に所在地変更した場合
- ④建物の増築、改築または一部取壊しを行った場合
- ⑤この保険契約で補償しない事故により、建物が一部滅失した場合

(注) 建物を居住の用に供しなくなった場合(専用店舗や空家等への変更)を含みます。

保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、上記の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

ア. 通知事項の①から③に該当する場合：ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

イ. 通知事項の④または⑤に該当する場合：保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより建物の名義を変更する場合(注)
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ご契約後に建物・家財の価額が著しく減少した場合

(注) 保険契約を同時に譲渡する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

(3) 次の事項が発生した場合は、保険の対象がこの保険の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)。

(注) 引受保険会社の取り扱う他の商品でご契約をし直すことができる場合がありますが、本商品と同一の補償内容とならないケースがあります。

- ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ②建物の使用目的を変更し、居住用ではなくなった場合または作業場として使用する場合
- ③家財のすべてを設備・什器として使用することになった場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合

「ご契約の無効、失効、取消し」参照

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類等」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
「事故が起こった場合の手続き」参照

2. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について：引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について：引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または(記名)被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 継続契約について

引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。地震保険についても「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合の保険金、解約返れい金等は100%補償されます。

7. その他

注意喚起情報

- 保険商品は預金等ではなく、預金保険制度の保険金支払対象とはなりません。
- 保険商品のお申込みの有無が、銀行との預金・融資等その他の取引に影響を与えることはありません。
- 取扱代理店とお客様との取引(預金・為替・融資等)に関する情報をお客様の承諾を得たうえで、保険商品のご提案に利用させていただく場合があります。